

伊勢市国民保護基本方針(案)

市は、武力攻撃事態等(緊急対処事態を含む。以下同じ。)において、市の国民の保護に関する計画に基づき、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務があります。

そのため、武力攻撃事態等に備えて、「伊勢市国民保護計画」を作成し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備し、武力攻撃事態等が発生した場合には、国の方針に基づき、県や近隣市町、関係機関等と連携し、国民の保護のための措置を実施します。

国民の保護のための措置については、次の点に留意し、取り組むこととします。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものと

します。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努めます。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。